

第4回長野県本人確認情報保護審議会議事録（2006.5.15）

出席委員

清水勉会長、関聡司委員、御手洗大祐委員、坂本衛委員、片桐雅彦委員

県出席者

原修二総務部長、林宏行市町村チームリーダー、清水英孝情報政策チームリーダー
ほか

（司会）

定刻となりましたのでただいまから、第4回長野県本人確認情報保護審議会を開会いたします。開会にあたりまして原総務部長からごあいさつ申し上げます。

（原総務部長）

県の総務部長を務めております原修二でございます。委員の皆様方には、公私ともご多忙の中遠路長野までお越しいただきましてありがとうございます。長野県本人確認情報保護審議会ですけれども、昨年12月から第2期の審議会がスタートいたしまして、本日は第4回目となるわけでございますが、前回3月15日に開催されました第3回の審議会では、住基ネットの導入に伴う市町村の行政事務の効率化と、行政サービスの向上についてのアンケート調査に関しまして、ご審議をいただいたところですが、ご協力をいただきました市町村にもアンケート結果をフィードバックいたしまして、今後の課題等について理解を深めていただくため、結果報告書の取りまとめを進めていただいております。本日は結果報告書の案につきまして、ご審議をいただくこととなっております。また、もう一つでございますが住基ネットを含めた情報セキュリティの向上策につきましても、前回の議論を踏まえまして、セキュリティに関する自治体相互の情報共有の促進につきまして、本日ご提案をいただいた上で、ご議論いただくこととしております。長野県では、個人情報の保護に最大限の配慮をしながら、住基ネットを含めた情報システムネットワークがより安全に運用されますよう、一層の安全性の維持向上のための努力をしてまいり所存でございますが、具体的なご提言や、貴重なご示唆をいただきますよう、お願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

（司会）

それでは本日お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず審議会次第、-（資料名の読み上げ）-、最後に坂本委員さんからご提供いただきました資料がございます。資料は以上でございます。それではこれから審議に入りたいと思っております。

清水会長さん議長の方をよろしくお願ひいたします。

(清水会長)

それでは、これより審議事項に移りたいと思います。なお、本日の終了は15時30分を目途とさせていただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願ひします。まず、審議事項の1「住民基本台帳ネットワークの行政事務の効率化と行政サービスの向上についての自治体アンケート結果報告書について」を議題といたします。

アンケート結果につきましては、前回ひととおり意見交換を行ったところですが、その成果を市町村へフィードバックすることを前提に、事務局の方でデータを補充していただきました。と同時に各委員のご協力を得まして結果報告書の案を策定しました。本日の資料の1-1がそれであります。これについて説明をしていきたいと思ひます。この作業は主に委員の方で行いましたので委員の方から説明をまず行いまして、事務局の方で補充があればお願ひしたいと思ひます。では冒頭の方は私が書いているので説明しますが、はじめにのところでは、この間の住基ネットの第一次稼働が始まって3年半ばかり経過しまして、稼働開始前後におきましても様々な議論がありましたけれども、住基ネットの稼働状況がどうなっているのかということ改めて各自治体に確認をすることが出発点だという問題意識で、このアンケートを行ったという次第であります。実施経過が2ページ目に書いてあります。内容的にはこれで間違いはないのですけれども、事務局の方と打ち合わせで、文面を訂正しようとしてお願ひしてあったので、ちょっとその点を確認していただけますか。

(林市町村チームリーダー)

原文を修正させていただいてこの形になっておりますのでこれでお願ひしたいと存じます。

(清水会長)

ご苦勞様です。それではアンケート結果の中身の分析に入っていきたいと思ひますけれど、質問の大きな1と2につきましては片桐委員が主に担当しましたので片桐委員から報告していただきます。よろしくお願ひします。10分程度でお願ひします。

(片桐委員)

ページのほうは3ページからアンケート結果とその分析ということになります。1に行政事務の効率化についてでございますけれど、こちらは住基ネットの設置目的の1つとされている行政事務の効率化について自治体の事務の中で自治体の担当者がその管理・運営をしている担当者がどういふ実感をしているかというのを問う質問でございます。質問の1の回答内容の分析につきまして4ページの方でございます。町村別の回答内訳を載せ内

容分析をしておりますが「効率化した」と答えた自治体は28であり、一方で「効率化していない」とはっきり評価した自治体は12ありました。その他、「どちらともいえない」と答えた自治体が40、「わからない」と答えた自治体が2でありました。同一の行政事務に同一の制度を採用したことによる効率化を問うているのであるから、本来であれば、全市町村の回答がほぼ同一になるか、一定の基準による分類が可能な回答状況になるのか、いずれかになるものと考えられるが、本問の回答はそのようになっていません。これは、「効率化した」か否かをどのようにみるかによる違いだと考えられます。すなわち、「効率化した」という評価は、従来に比してわずかでも効率化した場合にできるだけでなく、相当程度の効率化が実感できなければ出さないということもある。回答者がいずれで回答したかは不明であります。ただ、後の質問3.(費用対効果)において、「適正なバランス状態にある」と回答した自治体が2つしかないことからすると、住基ネットの稼働によって効率化した行政事務もあるという趣旨のものとして理解するかぎりであれば誤りはないであろう、ということでございます。「効率化した」と答えた自治体の内訳では、市では9、47.4%であるのに対し、町では9、34.6%、村では10、26.3%であり、市に比べると町村のほうが評価する自治体数は少ないということになります。これは、自治体の人口規模が小さくなるほど行政事務の効率化に対するメリットが得づらく実感しにくくなる傾向にあることが反映しているものと思われまます。住基ネットが市町村の自治事務として運用されている関係からすれば、「効率化した」という評価をしない市町村が54もあること自体、極めて問題である。というふうに分析しております。

続きまして質問2でございますが、5ページの方ですが、「効率化した」と答えた自治体に対して効率化した事務の内容等を聞いております。効率化した事務の内容では自治体の事務が27。国の事務が6。県の実務が1。その他の事務1という回答の結果でした。具体的な事務として記載された内容の全てが、転入通知事務、住基ネットにより転入通知情報を送信するという事務の効率化によるものでありました。町村に比べ市の回答率が高いことから、転入通知の事務の処理量が多いほどメリットと認識しやすいと考えられます。自治体の事務以外では、国の事務が6、県の実務が1、その他が1ということですが、これらは具体的な事務として、行政機関に対する本人確認情報の提供などにより年金の現況証明が不要になったというようなことなどが挙げられていたものの、評価する回答数は少数でした。自治体においては、国や県等の事務の効率化を実感する機会が少ないためか、あるいは行政機関等への給付や資格申請は件数自体が少なく住民票が省略される程度では「利便性の向上といえるほどのものではない」という認識からではないかというふうに思われます。

続きまして質問3の方で6ページになりますが、「効率化していない」とする理由を聞いています。「効率化していない」と答えた理由としては、複数の市町村の事例を挙げまして、一部の事務の効率化に対して事務量の増加が上回るとの意見が主なものでありました。また、一部の自治体では「機器や情報面のセキュリティ強化作業増及び精神面の苦痛増」と

このような担当職員の精神面の苦痛を負担と答えもありました。「どちらともいえない」と答えた理由としては、基本的には「効率化していない」と答える理由と同様の答えが多くありました。また、「行政事務が効率化したといえるほど利用がされていない」というように利用の少なさを理由とする自治体もありました。この中では具体的に内容としては負担増としながらも「どちらともいえない」と選択しているケースもありました。

回答を選択する段階で、「効率化していない」、「どちらともいえない」、「わからない」という3つに分かれましたが、いずれの回答内容も「転入通知事務など一部効率化した面はあるものの、一方で住基ネット機器の保守やセキュリティ対策などの負担が増えた」という理由によるものであります。以上が1番の行政事務の効率化についての分析です。

続きまして7ページの2．行政サービスの向上についてを御覧ください。この質問の意図は住基ネットのもうひとつの設置目的である「行政サービスの向上」について、自治体の窓口において住民と接し直接サービスを提供している担当者がどのような評価をしているかについて質問したものでございます。グラフの方を見ていただきますと、「向上した」というのが45.8%でございますが、「ほとんど変わらない」と答えたのが49.4%。「わからない」が3.6%。回答なしが1.2%ということになっております。内容の分析としまして8ページで、「向上した」と答えた自治体の内訳では、市が12、町が13、村が13、ということであります。それに対し、「ほとんど変わらない」と答えた自治体の内訳は、市が7、町が10、村が24、となりまして、1の(1)行政事務の効率化の回答内容と同様に、人口規模が小さくなるほど評価が低くなる結果というふうになっております。中段に書いてありますが従来無かった行政サービスが住基ネットによって新たに行えるようになったのであるから、本来であればほとんどすべての自治体が向上したと回答すべきところであるが、それが38しかないということ自体が問題であるということになります。続きまして質問2ですが、「向上した」と答えた自治体に対して向上した行政サービスの内容を聞いています。そのうち多くの自治体で答えられた事務の内容が、住民基本台帳カード、それから、住民票の写しの広域交付、公的個人認証(電子証明)でございます。転出届の特例と答えたところは5つときわめて少数でありました。記載内容の方を見ますと、件数はともかくとしても利用されている事実がある、あるいはそうした機能があるという点を評価しているという結果が見えてくると思います。その他ではICチップの空き領域を利用した独自サービスが挙げられていました。

質問3については10ページでございますが、向上していないとする理由を聞いています。2の「ほとんど変わらない」と答えた理由としては、「住民が便利だと感じていないからカードの交付が伸びていないと推測する」、「利用の範囲が少ない」等の答えが記載されておりまして、サービスの利用件数が極めて少ないという点が主な理由として挙げられています。それから中には、「プライバシーに対する意識が向上しており、住基カードを作ることに不安や抵抗を感じている住民が多いようであり」という意見や、「住基カードの身分証明としての利用は新しく写真付の身分証明を作成すれば代用できる」というような住基

ネット自体に対する意見もありました。「わからない」と答えた理由としては、2の「ほとんど変わらない」の回答と概ね同じ内容でありましたが、回答の選択段階で分かれたものと思われます。以上が1と2の説明になります。

(清水会長)

続きまして私の方から3と4について説明いたします。まず3の費用対効果と今後の方向性について、この質問を設けた意図ですけれど、住基ネットは住民基本台帳法に基づく制度である。住民基本台帳事務は市町村の自治事務であるから、その一環として法的に位置づけられている住基ネットは市町村の自治事務である。したがって、市町村は、地方自治法の財政原則である費用対効果の原則に沿うように住基ネットを管理運用しなければならない。本問は、この点に関する市町村の実情ないし実感を確認しようとするものです。

質問の1は「適正なバランス状態にありますか」という質問です。12ページをめくってください。それを見ますと「適正なバランス状態にある」と答えたところは町が1、村が1。「欠いている」としたところが圧倒的多数で市が8、町が14、村が24というふうになっています。この点を見るだけでも、個々の自治体の努力不足のために適正なバランス状態にできないという問題ではなく、住基ネットという制度そのものに構造的な問題があるように思われます。

次に質問の2ですが、費用対効果のバランスを欠いているというのであれば、効率化を高めるための取組みをしているかどうかということを中心に質問をしてみました。それに対して取組をしていると答えた自治体は全体の中で8自治体のみでした。ただこの内容をその後見ていくと、実際に努力しているというところにしていても、14ページの真ん中あたりですが、「広報による住基カードの紹介」、「窓口チラシを設置」、「市民課窓口等にチラシを配置」、「広報等で制度を周知している」というような内容です。この内容ですと、おそらく全ての自治体がやっていることですので、これは独自の努力と評価するのであれば全部の自治体が努力をしていると言えますし、逆にこれは独自の努力にあたらぬということであれば、全てあるいはそれに近いほとんどの自治体が独自の取組みをしていないということになるかと思えます。また1で、「適正なバランス状態にある」と回答した2つの自治体では独自の取組みをしているかという質問のところでは、「していない」と回答しています。先ほどの片桐委員の説明にもあったように、住基ネットは自治体の人口規模の小さい方ほど費用対効果のバランスというのがなかなか難しくなっているという事が明らかになっています。この何も取組みをしていない町や村において住基ネットが適正なバランス状態にあるということは考えられませんので、そうなりますと長野県内においては適正なバランス状態にある自治体は1つもないということになるかと思えます。

次に15ページ、質問の3ですが、取組の成否。取組みをしたことによるそれは成功しましたか。という質問に対して、「成功した」と答えたのは長野市1つだけでありました。しかしその長野市でも「適正なバランス状態を欠いている」と回答しておりますので、「成

功した」とは言っても、「適正なバランス状態」にはなっていないということになります。

次に16ページですが、質問の4住基ネットの存続への希望。以上の3つの質問を踏まえた上で住基ネット制度が存続することを希望しますか、ということに対して「希望する」というところが27、「希望しない」が11、「どちらとも言えない」43、という状況になっています。この内容を見ても、次の17ページに分析を書いたわけですが、住基ネットの稼働が始まって約3年半になるわけですけれども、この3年半の間の各自治体の努力で費用対効果のバランスが1つもとれていない。自治体が住基ネットに投下している人的財政的負担をなくしたいと考えるのは自然であると思われます。その意味で、住基ネットの存続を「希望しない」と回答した自治体が11あるというのは決して少なくない、驚くべきことでもない、ということが言えるだろうと思います。他方、存続を「希望する」と回答した自治体が27ありますけれども、次の4.の自由記載欄の内容からすると、必ずしも、住民基本台帳法上の現行制度としての住基ネットに賛成しているわけではなく、むしろ、異なる法制度を求めているようにも読めるものが少なくありません。また、存続を希望する自治体のうち、費用対効果のバランスを欠いていると回答した自治体が14あり、また、適正なバランスのための取組みをしている自治体は長野市だけであり、他の13自治体は独自の取組みをしていない。自治事務において自己努力をしない自治体が制度の存続を希望するというのは、なかなか理解しがたいところがあります。ところで長野市の取組みとしては住基カードの普及ということがあげられているわけですが、平成18年3月31日現在の876枚という枚数が発行されています。住基人口比からすると0.23%。住民基本台帳法上、住基カードがないとできない唯一の手続である付記転出届を行なった住民は、平成16年度で0人です。長野県内の全市町村でも8人に過ぎませんでした。付記転出届が利用されない原因は、住民がこの制度を知らないということもありますけれども、それ以上にこの制度を使うことが実は自治体にとっても住民にとっても極めて不便な状況が起こるとということが1番の原因となっています。また、住基カードは日本国籍を有する者にしか交付できないので、市町村が条例によって住基カードによる行政サービスを増やすことは、同時に、外国籍の住民との関係で行政サービスに制度的な差を積極的に設定することになります。地域社会の国際化が進む時代に基礎自治体がそのような方向に進んでゆくことは時代に逆行するのではないかという疑問もあります。「どちらともいえない」が43自治体と非常に多いわけですが、文字どおり、存続を「希望する」「希望しない」どちらとも受け取れるわけですが、住基ネットが存続しなくても構わないという意味合いを含んでいることは否定できません。その点に着目すると、「希望しない」の11自治体と合わせると、実に83自治体中、54自治体が住基ネットを必要としていないということになるかと思えます。「どちらともいえない」と回答した自治体のうち、費用対効果のバランスのために取組みをしていると回答した自治体は5しかありません。しかも、取組み内容は前記のとおり、住基ネットや住基カードに関する広報が主であり、費用対効果のバランスが生じることに繋がるようなものにはなっていません。

次に自由記載欄。19ページ以下ですが、ここでは大きく分けていくつかの点が指摘されているだろうと思いましたが分類してみました。この自由記載欄へ書いていただいたところが28自治体。存続を「希望する」、「希望しない」、「どちらともいえない」、「わからない」。それぞれのところから意見を書いていただいたということで、非常に有益なものだったというふうに考えます。この自由記載欄に1つあったのは住基カードの全国一律有効化という希望がありました。確かにこのようにすると民間のクレジットカード等のように利便性は高まるのかもしれませんが、そういった場合に発行責任、管理運用に関する責任というのは誰が法的に持つのかという、それと財政的負担を誰が持つのかということにも連動してきます。これは法的な意味では、住民基本台帳法に基づく住基ネットの住基カードというものにはなくなってしまうのではないかという気がします。次に住基カードの多目的利用ですけれども、これは先ほど指摘しましたように多くの自治体で、もっと利用できれば住民への交付が増えるのではないかという指摘がされているわけですが、利用を増やすということは同時に外国籍の住民の方にはそのサービスを与えないということで、サービスの差別化を生じてしまうということについての解決をしなくてはなりません。また、サービスを増やすごとに当然のことながら費用の増大が必要になるわけですから、そういったものを果たしてそれぞれの自治体でカバーできるのか、そういったお金があるのかということが問題になろうかと思えます。それから公的個人認証サービス。これは自治体の回答の中で、住基ネットは公的個人認証サービスの基盤であり、住基ネットを経由した行政手続の個人申請には欠くことのできないシステムであるという指摘がされておりました。こういった説明の仕方はあるのですが、制定過程から考えていただくと明らかなように住基ネット法案が成立した後に公的個人認証というものは作られたものでありまして、住基ネットの利用法として公的個人認証に連動させることはできないかという流れになっているのです。決して住基ネットを公的個人認証の基盤として位置付けようということで、公的個人認証制度のあとから作ったものではないということが言えるかと思えます。

21ページに移ります。行政手続は、人々が日常的に行っている私的手続と異なり、個人の法的な権利義務の有無内容を大きく左右することがあるだけに、慎重に行われる必要があるものが多くあります。簡単な手続でできるということは不正行為が行われやすくなることを意味します。特に電子証明書の発行に際しての本人確認を極めて厳格にしておかないと、役所に出向かず役所の職員と対面しないで様々な行政手続ができるという利便性は、なりすましによる様々な問題を起こすことになりかねない、という面があります。住基ネットを組み入れた公的個人認証サービスの向上させることは、3で指摘しました外国籍住民に対するサービスの落差を自治体が積極的に拡大することを良しとする合理的な根拠を用意しておく必要があるだろうと思えます。また、費用の負担の問題。これは住基ネットの存続を「希望する」あるいは「希望しない」どちらからも非常に強く出ているところです。

次に22ページですけれども、この審議会では繰り返し住基ネットというのは市町村の自治事務だと指摘してきたわけですが、今回の調査が県の本人確認情報保護審議会が行ったということも影響しているようで、県に対する要望、それから国に対する要望というものが強く出ていたように思います。ただこの内容を見ましても現行法上の住民基本台帳法の中の住基ネットとしてできるかどうかということについては、かなり限界のあるものがあるという印象を受けました。それでは、引き続いて各委員の所感の方に入りたいと思います。私と片桐さんのは後回しにさせていただいて、関さんからお願いしてよろしいですか。

(関委員)

25ページです。私のコメントは主にセキュリティ・個人情報保護、本審議会のタイトルになっている個人情報保護のための一要素としてセキュリティというのが大事だと思いましたが、セキュリティに本調査結果等からどう判断すべきかということを中心に書いております。第一段落目は調査結果の総括でして、今まで片桐さん、清水さんが説明されたのとダブっているところ等があると思いますが、総括して、市町村そのものがこの仕組み、行政の仕組みとしての住基ネットを積極的に維持向上させていこうという意識が低いのかなというのがこの調査結果から個人的には汲み取っております。そういう状況でセキュリティ対策というのがどの程度実効がある形で実現されるのかということは疑問に感じています。そもそもセキュリティ対策というのはご存知のように、色々な側面がありまして、ここに書いてありますように技術的な対策だとか組織、人それぞれについていろいろな対策を施して、それらがいい形で維持されていくことが必要になってくると思うんですけれども、そういう状態を実現するためには市町村そのものが、いわゆるライフサイクルと言われるような、セキュリティの実施計画から運用、その見直しといったところまできちっとやる必要があります。これはすなわち組織としてきちっと対応していくということであり、先日別途調査した結果からは自治体のセキュリティ対策は組織としての対応というよりは現実には担当者にかかなり依存しているというような傾向が窺われました。どちらかというセキュリティ対策というのはマイナスのイメージの負担として捉えられているのかなという感じです。住基ネットの利用促進策は根本的な対策になると思うので、セキュリティ対策を促進する施策としてはいいのかなというふうに思いました。住基ネットは1つの運営主体が運営するというものではなくて市町村という別々のお財布を持った運営主体がそれぞれ運用してそれぞれをつないで全国ネットを作っておりますので、それぞれの運営主体でセキュリティレベルを一定以上に保っていないと全体としてのセキュリティは保てないということは、セキュリティの一般的な知識としては当然の判断なんです。実際には先ほどの結果からわかりますように予算不足であったり、人手不足であったり、ノウハウ不足であったりということで、大きな自治体はセキュリティレベルが確保できるのかもしれないのですが、特に小さな自治体については結構実態として難しいのかな

と。実際にセキュリティの分野ってというのは、専門家に言わせればいろんなやり方がありますよと言うんですが、どれがいいのかってのがよくわからないし、コストも当然いろいろかかってきますので、何を採用してどう運用していくかというのは非常に難しい判断になってきます。これを一つ一つ自治体が適切に実行しろというのは結構難しいのかなということで、そういったことを緩和する施策がもし取れば一つの方向としてあるかなと思います。別の議題にもなっていると思いますが、情報提供の仕組みとか、あるいは複数の自治体で、セキュリティのシステムとか、それを構築運営する技術者をシェアして安価に実現できる仕組みが考えられるといいなというふうに思いました。前回のコメントのときに、やっぱりセキュリティ対策で人に依存しないである程度実現できるといいなというふうに言ったのですが、そのためにはコストがかかりますので、それをシェアすることによってもし安価に実現できるようであれば非常にいい形になるかなというふうに思います。こういった感じのコメントをしております。

(清水会長)

ありがとうございます。次に御手洗委員お願いします。資料は27ページになります。

(御手洗委員)

私の方で特筆すべき点としては、三つにまとめさせていただいていますけれども、まず一つ目はサービスの提供者・利用者の両方にとって住基ネット自体が効果的なものであるとの認識が少ないと感じている自治体が半数近く存在しているということです。否定的でもないし、肯定的でもないという話だと思いますが、よく効果がわからないと言っている自治体さんが多いことが判っています。

住基ネット自体の費用対効果について半数以上の自治体が疑問を抱いている現状があります。

さらにそういった現状にも関わらず、9割近い自治体がそれを是正する方策をとっていないというのは、どういうことなのかなあと、感じていたんですけども、そういう意味では、適正なバランス状態を欠いている。それに対して、なぜ対処が行われないかということに関してかなり疑問を感じています。

基本的には、先ほど関委員からご指摘のあった点が技術的な面でいうとほとんどであると思うんですが、あえてその中で一つ、指摘しておくものがあるとすれば、自治体の規模であったりとか、そこによって費用的な差がかなり大きく見られる、費用対効果が大きい自治体は、かなりメリットがあると、まあ、メリットがあるといってどうかかわからないが、少なくとも負担がかなり少ないと感じていて、小さい自治体ほど負担が重くなっている現状があります。本質的には、小さくて運営の厳しい自治体ほどやりやすいものであるべきだと思いますが、現状としては逆の形となっているところがあるので、自治体間のバランスの是正を何らかの形でやっていく必要があるのではないかと思います。

それに関していうと、例えば現状のように、住基台帳法の細かいところは理解していないんですけれども、例えばデータをどこかで集約するですとか、要はサーバーの管理の維持メンテというところに大きな費用がかかっているところがあって、そういった部分で何か方策を打てないとか、それもあって現在調査をしたいといっている上伊那連合でもそのようなところを見ていきたいと思っているんですけれども。そういった自治体規模による費用対効果のバランスの悪さというものを是正していければと思っています。

特に昨今の国家財政も厳しいといわれていて、税金の負担を上げるという話もある中で、効果的に税金を使っていたらいい感じに感じていて、そういったところで、うまくITのメリットを享受できるようなことをやっていただきたいということを強く感じています。私の方からは以上になります。

(清水会長)

それでは、坂本委員お願いします。

(坂本委員)

私の書いたものは29ページから30ページですけども、冒頭に言いたかったことは、このアンケートをやってよかった、非常に大きな意義があったなと強調したいと思います。シンプルな質問が良かったんだと思います。シンプルな質問をして、シンプルな結果が出た。多分全国的にも例の無い調査ですね。これから、住基ネットもいろいろ問題があるとはっきりしているわけですから、議論が進んでいきますけども、必ず参照される、欠かせない資料になると思います。本当は、こういうものは、施策を推進している国とか総務省が、いったい俺たちがやっていることはどうなっているんだと、実情をチェックしてやってよさそうなものですが、それが一切やられませんね。そんな怠慢を突くというか、浮き彫りにする。そういった調査になったと思います。非常に意味深いと冒頭に言いたいと思います。

ちょっと数字の訂正をさせてください。行政事務の効率化について否定的な自治体が、12と書きましたが、15に直していただけますか。それから、「どちらともいえない」が、45と書いてありますが、48。合わせて「6割近い」をやめて、「3分の2近い」と変えていただければと思います。同じように真中の下あたり、費用対効果の点でまともなバランス状態にあるとする自治体が、わずか2%で、バランスを欠いている、どちらともいえない(わからない)が、9割以上と付け加えていただければと思います。

こういった分析で判ることは、かつては日本の国は、土木とか建設とか箱物を作って大きくなってきたところですけども、そういったものは、時代に合わなくなってきたから、情報の時代だと。住基ネットは情報インフラの1つでもあるわけですよ。ただその情報インフラがやっぱりあまり役に立たない。何の為にやるのか良く判らない。あまり利用されていない。しかし、お金だけはかかる。借金だけが嵩んで行くような。やっぱり

「情報箱モノ」になっちゃっているのではないかというような印象を強くもっています。そういう点では、無駄な道路とか、橋とか、ダムとかそういったものと形は違うけれどもあまり変わらないようなことが行われているんじゃないかと。あまり、自治体そのものの事務も効率化していないし、住民もそんなにこれによって幸せに感じてないわけですね。しかし、投入される資金は長い目で見ると1千億2千億という単位で長い目で見ると飛んでいっている訳ですから、これは、あり方を見直さなければならぬものだとは私は思っています。そういったことを考える手がかりに、こういったアンケート調査はなると思うので、その点でも大変意味深いと思っています。

後はちょっと以前雑誌に書いたことを書いておきましたが、今住基ネットに載っている情報っていうのは、それほどたいした情報は載っていないので、ものすごく悪用されることはないと感じています。しかし、かといってものすごく役に立つものでもないと思います。では何のためにやっているのかという話になるので、今のシステムの住基カードというのは、たとえば国民背番号制度のようなものに使おうと思えば使えるわけですね。そのへんが適正に国民にとって、より良いものとして使われるのか、監視をしていく必要があると思うし、他の自治体とか、マスコミなんかもしっかりチェックしていくべきものだと思うんですけども、どうもその辺が、あまりやられてないと感じられます。したがって当委員会も、もっとそういった観点からもチェックの眼を光らせていく必要があるということですね。

私からは以上です。

(清水会長)

ありがとうございました。次に片桐委員をお願いします。

(片桐委員)

特に今回の調査は、稼動してから3年半が経過する中で、自治体の現場を持つ担当者を対象に実施したものでありますので、この調査結果、分析に関わる集計表を含め自治体の現場感覚を重く受け止めなくてはならないと痛感しました。住基ネットに限らず、自治体で行っている行政サービスの多くは、地方公共団体において提供されているものが多いわけですが、制度や法律については、国が一元的に定めるものが多いわけですね。これらの制度は、本来であれば、自治体の意見を第一として住民のニーズを推し測り、その将来像をきちんと見定めて、国民への説明責任をしっかりと果たした上で、導入するべきというふうには私は考えます。しかし、福祉や介護保険制度などの地方政策の現場感覚と国が進めようとする制度にズレているものが多いと感じます。住基ネット自体も、そのひとつとして位置付けられるのではないかと思います。

そんな中で、今回の調査結果を見ますと、全体とするといろんな意見がありますが、表面的に見ても全体として前向きな評価をするところは少なく、費用対効果を鑑みると6

割以上の自治体が、住基ネットを必要としていない、と述べています。さらに、平成16年度住民基本台帳年報によると、長野県全部の住民票交付に対する住基ネットの広域交付件数の割合は、わずか0.08パーセント。住基カードを利用した転出届は、長野県全体で、たったの8件。0.01パーセントということです。住基カードの交付枚数に至っては、二次稼働後の2年半が経過する現在においても、わずか住民基本台帳年報に対して、0.86パーセントにすぎないということになりました。これらの数字は、今回のアンケート結果調査で示された自治体職員の実感を裏付けるものになっているのではないかと思います。

これらの数値は、住所証明である住民票広域交付はニーズが少ない、付記転入転出届はかえって不便である、住基カードは利用価値がほとんど無い、ということを実感として裏付ける数字になっていると考えます。また、これらのことは、現場の担当者が導入当初より指摘していたということでございます。

こうした点からも、国主導の住基ネットと現場の感覚がズレているというふうを感じるわけです。今後も住民基本台帳事務としての住基ネットの意義は、今回の内容を見ても、あまり高まることは無いだろうと考えておりまして、であるとすると、今後住基ネットの意義は、「電子政府や電子自治体の実現に向けた公的個人認証サービスの基盤として必要不可欠なものである」という論理になってくるのではないかと感じております。

県内においては、一部の町村において住基カードを活用した行政サービスに取り組みられていますし、それらについては、今後国民生活を支えるIT社会の実現に向けて評価されるべき努力であると認識しています。ただし、それが住基ネットである必要があるかと疑問が湧いてきます。これらについては、住基ネットを基盤とした電子自治体の実現とは具体的にどのようなようになるかは生活者に近い自治体がこれをしっかり見極めていく責任があるんだろうと感じました。

全体として費用対効果の視点からITによる利便性向上とプライバシー保護のバランスを考えて見ますと、住基ネットのように全国民を対象としたネットワークの場合、万全のセキュリティ対策に多額の時間や経費を費やすことになるので、これを運用する場合には、このシステムが真に必要なことがあることが大前提になることだと私は思います。

しかし、今回の調査結果からは、自治体職員の現場感覚、利用実績から見る住民の声からは、住基ネットは真に必要な行政サービスというふうには思えない。という所感でございます。

(清水会長)

私の方は、23ページになっていますが、全般的に日本の自治体行政の現場は、無責任の国政に翻弄されている点があるかと思います。片桐委員が先ほど指摘した点もまさに、こういったことと重なると思います。今回のアンケート結果を見まして改めてそのことを実感しました。自治体行政は、公共政策として行うものですから、儲かる儲からないとい

う意味では基本的に費用対効果は問題になりません。同じ費用により質の高い住民サービスができる。費用はかかるが、これまでより遥かに事務は効率化される。住民サービスも明らかに良くなる。これまでできなかった住民からの高いニーズのサービスができるようになる。などが、公共政策における費用対効果のバランスである。第一次稼働から3年半が経った住基ネットにはこのような効果が全く見られません。国家試験などに住民票を添付しなくて済むようになった。住民票を全国どこの自治体からも取ることができるようになった。役所に行かなくても転出手続きができる。などが、住民にとってメリットとして挙げられていますけれども、これらのサービスを強く実感する人々が、果たしてどれだけいるのでしょうか。どんなに控えめに見てもどこの自治体にも相当数の住民が存在するとは思えません。市町村にとっても、住基ネットにより事務の効率化が著しく進み、職員の業務の軽減化、さらには職員の削減におおいに役立つとしているところは皆無です。まだ3年半しか経っていない。これからの展開が重要だと言えるのでしょうか。それも難しいと思います。住基ネットは全国の市町村が求めて作ったものだ、というのが総務省の説明です。住基台帳法の改正として作ったということは、これに対応しております。それが事実なら、市町村の住基ネットに関するイノベーションは、かなり高いはずで、すべてとは言わないまでも全国の市町村が、費用対効果のバランスを難なく解決し、住基ネットによる行政事務の効率を著しく進めているはずで、しかし、そのような自治体は現実に存在しません。総務省の説明は虚偽としか思えません。他方国の行政機関等は全ての事務において、国民の本人確認を地方自治情報センターへの確認として行えるようになったというものの、実際には、一部の事務でしか実行されていません。これは、国の行政機関等においてさえ利便性に疑問を抱いているということではないのでしょうか。また、住基ネットによって、どれほどのコスト削減ができたのか、どれほどの人員を削減できたのか、不明です。

公的個人認証制度を住基ネットに連動することで、住基ネットの利用場を増やそうとしましたが、実際には、ほとんど利用されていません。もともと公的個人認証制度を必要とする社会的背景もないし、期待もないからです。これは、電子証明が必要でないという意味を言っているのではなく、公的個人認証というニーズが無いということです。

住民基本台帳法の住基ネットは、法の仕組み、管理能力のある職員の確保、機器購入、維持管理費用の面から、明らかに無理がある。ということが言えるのではないかと思います。

住基ネットの今後の進むべき方向は、各市町村の能力と必要に応じたものに変えてゆくか、国がすべての責任を負うものに変えていくかしかないのではないのでしょうか。いずれも、現在の住民基本台帳法には納まりきれない問題がある、ということを実感しました。

以上がこの内容の報告です。委員の間で事前にこの中身の修正すべき点とか、加える点とかメールのやり取りはしてきましたが、皆さんお忙しいので、全部見切れてないようであれば、今からでも意見を出してください。各委員の所感は、明らかな誤記とかない限りは、そのまま尊重したいと思います。いかがでしょうか。特になければ、これでまとめてよいでしょうか。

(全委員)

よろしいと思います。

(清水会長)

それでは、今まで案となっていたものを、坂本委員の指摘された、数字の訂正部分を直していただいて、正式なものに完成させてホームページ等に挙げて下さい。よろしくお願いいたします。

事務局のほうで、何か補足することはないでしょうか。

(林市町村チームリーダー)

報告書の中身につきましては、ご審議いただいた内容で結構でございます。

(清水会長)

前回の議論で、御手洗委員からの問題の提起がありました、その関連で資料2 - 1、情報セキュリティの向上について議題にしたいと思います。

それでは、御手洗さんの方から説明をお願いします。

(御手洗委員)

前回の審議会での議論で、セキュリティ対策の一環として、各自治体間の情報共有みたいなものをもっと上手くやっていったらどうかとご提案させていただきましたが、それに関しまして、資料のほうを作成いたしました。

簡単に説明させていただきますが、まず、本資料の作成背景ですが、昨今のウィニー等のファイル共有システムによる行政のセキュリティ被害が増えていることもありまして、もうちょっと迅速に担当者間の情報共有を進めていって、安全性を高く運用していく環境が必要ではないか。ということを考えています。

そういった中で、情報共有システムがあると、サポートできるのではないかとということで、そういったシステムの運用調査というものを私のほうから提案させていただきたいと考えている次第です。

3番の作業の進め方の提案というところをご覧頂きたいのですが、まず最初に現状の自治体でどのようなセキュリティに関する情報共有の取り組みをしているのか把握していきたいと思っています。まず長野県庁内に長野県の自治体の関連施策というものに関して現状把握したいと考えております。担当者の方からその施策報告をできればお願いしたいと考えております。それから、前回、前々回の調査の中でもいろいろ話が出ていました、地方自治情報センターの情報提供内容というものがどういうものなのか。今ひとつ私も理解していませんが、これもちょっと量が多く、現場の方からの意見だったので、行政

事務にあたった方からの意見がありましたので、これがどういうものなのか見せていただきたいと思っています。サポート情報の配信状況や内容の把握をしていきたいと考えております。

そういったところを、上記2点を踏まえまして、これまでの情報を基礎としましたセキュリティ対策に関する情報共有の実効性に関する検証。具体的に今、実施されている施策で十分なのか、改善されるべきなのか、ということ、現場担当者の方に対するヒアリング等を通して検証できればと考えております。

一方で、3.2になるんですけども、例えば、民間企業や、その他行政機関においてもセキュリティ対策というものが急務でして、そういう意味では、費用がかかるところは比較的こういうものの対策にまわっているところがあり、現実的にどういうところを民間企業ですとか、行政団体がやっているのかということ、調査していったらどうかと考えております。

1点目に民間企業ですね。セキュリティ関連を扱っているところがいいんですけど、そういうところをヒアリングしてみたいと考えています。これは質問項目等とか考えなければいけないんですが、協力していただける企業を探していかなくてはならないんですが、そういったものを考えています。

行政機関に関するヒアリングですが、たまたま総務省のほうでSNSを利用した本省と地方間の情報共有試験をやっておりまして、そちらに関して私も非常に興味がありまして、ぜひ、先進的な事例なので調査ができないかなあと考えております。事務局さんのほうでつけていただいているんですけども、ホームページの資料がありますので、こちらのほうをご参考にいただければと思います。

具体的に情報共有に関して具体的にプロダクトなりソフトウェアがあるかと一覧に挙げてみる必要があるのかなあと考えていまして、そういった調査も合わせてやってみたいと考えています。

最終的には、上記2点の現状把握と周辺情報の収集と集めたうえで、3.3ということでまとめているんですけど、調査結果を踏まえた住基ネットの運用業務に関する情報共有システムというものを提案できればと考えています。

(清水会長)

ありがとうございます。この中で、3.1の長野県庁の担当者というのは、まさに長野県庁の職員でいいかと思うんですが、次の地方自治情報センター、これはどういうふうにするんですか。

(御手洗委員)

そうですね。例えば、一日どういったメールがきているのか。具体的な内容を見せていただくところがメインだと思うんですけど、頻度とか分量としてどれくらいあるのか、

そのようなことを資料としてご提出いただく形でよろしいです。

(清水会長)

これは、地方自治情報センターの方に出向いて行って、ヒアリングという形にするのか、それともその前に、質問書を出して資料提供なり情報提供をしてもらうといった形になるんですか。例えば、各市町村でも、LASDECから情報が頻繁にきているんですけども、そういったものについて検討する感じになるんですか。

(御手洗委員)

最後のものを私としては、考えています。LASDECさんから来ているものを具体的に市町村の方でとっているものを見せていただきたい。そのうえで不明な点に関しては、LASDECさんにヒアリングをさせていただくことを考えています。

(清水会長)

片桐さん、今でも頻繁に来ていますか。

(片桐委員)

現在は直接担当していないので詳しく認識していないんですが、これらについては、事務局の市町村チームを通じて基本的には配信されてきますので、市町村チームのほうで充分把握されていると思うんですけども。

(林市町村チームリーダー)

地方自治情報センターからのサポート情報は、事務局のほうでも把握しています。

(清水会長)

それとその説明には、御手洗さんの出した三つの1点目、2点目というのは、市町村チームのほうで、説明がある程度可能ということですかね。

(林市町村チームリーダー)

特に2点目ですね。県庁全体の情報関連施策の現状につきましては、情報施策チームと連携して考えております。

(清水会長)

1点目はそうなりますね。2点目は市町村チームのほうで対応できますか。3点目は、現場担当者っていうのは、具体的にどんな意味合いですか。

(御手洗委員)

地方自治体のご担当者ということで。情報を管理している方に聞きたいと思います。

(清水会長)

それにたどり着くまでに、1点目、2点目をご準備いただいて、その内容を検討するといった形ですかね。

(御手洗委員)

はい。それをもとに、現場の方にお話を伺うこととなります。

(清水会長)

関さん何かご意見は。

(関委員)

内容的には賛成です。ポイントになるのは、意外と情報が多かったりするんですけども、本当の意味で現場にとって役に立つように歩留まりよく情報が届けられているのか疑問があります。いかに効率的に、かつ役に立つ形で、情報を提供できる仕組みが最終的にはでき上がる必要がある。

結構難しい面があるかもしれませんが、そもそもこの情報共有の仕組みを導入する目的は、やはり現場の担当者の負荷軽減であったり、その状態でのセキュリティの確保ということだと思いますので、やたら情報が多くなりすぎても困る。逆に何を捨てればいいのかというほうが大事だと感じています。

(清水会長)

坂本さんいかがですか。

(坂本委員)

話は概ね結構だと思います。最終的な姿、3.3にある提案するものは、もうちょっと具体的にどんなイメージですか。

(御手洗委員)

別にそもそも箱物を想定しているのかということというわけではなくて、3.1と3.2がでてこないと3.3が具体的に書きにくいと思うんですね。現場の状況によっては、頻繁に勉強会を開いて集まりましょうという話かも知れませんが、あるいは、集まりにくいのであれば、テレビ会議室を使ってやればという話になりますし。

いずれにせよニーズと現状の把握をしていかないとその辺の解決手段をどういうふうに

するかとなかなか提案しにくい状況なので、3.3は調査が終わった後に考えたいと。

(清水会長)

先ほど御手洗委員が言った、上伊那に是非といった話があるのも、そのところも学習していかないと、協定だとか契約・条例・法律、それのところの整理をしないと、やっていることが違法じゃないかとなると元も子もありません。それと責任と費用の軽減というのかなり意識的に考えているわけですから、それが法的に駄目だといわれてしまうと困りますし、責任の擦り付け合いになってはいけませんので、作っていく中身のイメージを作りつつもう片方で、一部実践している上伊那でさせていただく。これをもとにさらにいいものを作っていこうということですよ。それが、住基ネットという名前がつくかどうか分かりませんが、今現在は、住基ネットですから、それを前提とした、基礎自治体が管理しやすいような環境をつくってあげればと、そういう考え方ですかね。

(御手洗委員)

清水会長からご指摘があったんですけども。現場からあまり支持されないことを作っても意味がないと考えているんですけども。ただでさえ費用対効果といっているのに、ニーズに合っていないことを箱物として作ってしまうのはあまり意味がないと思っているので、その辺のヒアリングはきちんとやりたいですね。

(清水会長)

住基ネットそのものに対する考え方なり、各委員の考え方は、きょうの報告書に出ているのですが、それは、それとして、現状は現状ですので、現状において最善のことはできるようなお手伝いをしたい。そうしましたら、基本的に御手洗委員の提案を採用して進めていくことで、よろしいですか。

そうしましたら、担当課のほうで1点目は主に情報政策チームになるんですか。2点目は、主に市町村チームですかね。細かい打合せがあったら、御手洗委員の方と相談して頂いて、これを進めていただくということでもよろしいですか。

(林市町村チームリーダー)

はい。次回のご審議にどんなものをご準備すればよいか、後ほど相談させていただいて、すすめます。

(清水会長)

材料をどう料理するかは、御手洗委員に任せたいと思います。事前にレジュメ等が我々委員の間に回せるようでしたら、それに付加することもあろうかと思えます。

続きまして、職員のセキュリティに関する意識調査、資料2 - 2につきまして、坂本委員をお願いします。

(坂本委員)

前回も少しお見せしたものを、御手洗さんから文言を付け加えたらとのご指摘をいただきましたが、3ページ目の問10から12を付け加えました。それ以外は前回とだいたい同じです。職場で行っていた仕事を家に持ち帰ってそのパソコンで作業をしているときに、実はファイル共有ソフトが入っていてウイルスにやられてしまうパターンが多いわけです。そのことをどれくらい意識してやっていますかという質問です。もう少しシンプルでもいいかなと思いますが、5ページくらいになりました。

(清水会長)

基本的には丸を付けてもらうということですか。

(坂本委員)

そうですね。これを100人とかに配布していただいて、皆だいたいどんなことを考えているのだろうかということをつかんでいきたいなと思います。

(清水会長)

希望的にはどれくらいを考えますか。50人くらいですか。100人くらいですか。可能ですか。

(林市町村チームリーダー)

いろんな組織となると時間がかかりますが、情報政策チーム、市町村チームで50人くらいはサンプルが取れると思います。

(坂本委員)

パーセンテージを出しやすいとすれば50人とか100人とか切りのいい数字でいいと思います。

(清水会長)

100人くらいでどうですか。

(林市町村チームリーダー)

両方のチームで50人くらい可能です。

(清水会長)

情報関係で50人とおっしゃったんで、それなら100人がいいかなと思ったわけです。

(坂本委員)

情報にあまり関係のないセクションからもほしいと思います。

(林市町村チームリーダー)

情報政策チームは職員全体の中では知識を持っているところで、市町村チームはむしろ普通の事務を扱っています。両方同じくらいの規模で集めればちょうどいいかなと思います。

(清水会長)

市町村チームはかなり情報政策チームに近づいていると思いますが。

(林市町村チームリーダー)

部局内で検討してみます。

(御手洗委員)

特定のチームだとか職種が偏らないようにしていただきたいと思います。無作為に抽出してもいいのではと思います。

(林市町村チームリーダー)

検討させていただきます。数字は切りのいいところにします。

(清水会長)

100くらいを考えていただき、チームが偏らないようにお願いします。質問項目にチーム名は入れなくていいでしょうか。私は部署によってかなり意識に差があるかもしれないと思っているのですが。

(坂本委員)

チーム名まで書かせる必要はないと思いましたが。

(清水会長)

情報政策と市町村だけになると全体の雰囲気とは違ってくるのではないかなと思います。答えもいろいろなところから来てほしいわけですが、そこはお任せします。

(坂本委員)

これを基に直したものを事務局に渡します。

(清水会長)

では次回までに結果が出て報告できるような感じでできればと思います。実施はいつぐらいからできますか。

(市町村チームリーダー)

修正したものをいただいてから1週間くらいでできます。

(清水会長)

他の項目について、気がついた点があったら速やかに意見を出してください。ない場合は、1両日中くらいに市町村チームで対応できるようにしたいと思います。坂本委員が中心に分析となりますか。

(坂本委員)

集計をしてほしいこんな傾向だろうと、この辺は甘いのではないかなど分析をしたいと思います。

(清水会長)

できれば事前に委員の間に回して、委員の意見も反映させるような形でよろしく願います。

次に横浜市が今まで段階的参加ということで、住基ネットに参加しない人については送信しないということでしたが、7月から一括送信することにしたとの報道がありました。その方針が資料3の答申です。この答申によって県政に影響があることではないと思いますが、横浜市がこの答申に基づき方針転換をしたのでこの中身を基にして意見交換をすることも意義があるのかと思い事務局に用意していただきました。関委員ご意見ありますか。

(関委員)

コメントとしては、利用実態として参加している人とそうでない人がいることで、利用できないサービスがあるからもう少し前向きにという感じだと思うのですが、長野県側の今回の調査や現地調査の結果を考えると、そこまで考える状況なのかなという疑問を感じました。結論的にセキュリティの安全性には問題なしとのことですが、この内容についても、長野の調査のことを考えると、制度面・技術面・運用面で安全ですとのことですが、実態が本当にそうなのか疑問を持ちました。一点わからなかったのが、10ページのイの真

ん中です。操作履歴をどこまでとっているから誰がいつ住基ネットを使用したのか追跡可能なのか、不明です。必要な仕組みを導入すれば誰がどのファイルにアクセスしたか後から追跡できるわけですが、そこに書いてあることが額面どおり受け取っていいのかよくわかりませんでした。制度面や運用面では長野の状況を見ると書きすぎではないかと疑問を持ちました。

(清水会長)

片桐委員、操作履歴について、過去の担当者としてどうですか。

(片桐委員)

操作者用ＩＣカードやパスワード設定などによる操作者の限定は一般にやっていますし、ログの解析も行われていると思います。操作履歴をどのようにどこまで解析しているのかについては、この場で詳しくお答えできないのですが、具体的にどういうことまでを言っているのかによります。

(清水会長)

全市町村が共通でこのような操作履歴の解析ができるようになっているのですか。

(片桐委員)

そこも含めてどこまで出来ているのか、この場ではお答えできません。

(清水会長)

市町村チームわかりますか。

(林市町村チームリーダー)

後ほど調べてご報告申し上げます。

(清水会長)

市町村チームでわかるものは調べてください。松川町でも個別にわかるものはお願いいたします。

(片桐委員)

きちんと調べてみたいと思います。

(清水会長)

御手洗委員いかがですか。

(御手洗委員)

セキュリティのことでは、現場の話があまりないです。総務省の発表や全国的にはこのようにやられているとの客観的な情報は多いですが、横浜市の運用実態はどうかあまり書いてないので、この資料から本当にセキュリティ的に安全なのかどうかは判断しかねると思います。

(清水会長)

坂本委員どうですか。

(坂本委員)

御手洗委員と同感です。3ページに「この点について総務省が作成した資料を見ると」とあるような表現が多い。現場ではバックアップを取ったものからでも情報は漏れるわけで、そのことはどうなっているのか載っていないので、わからないわけです。安全性の話の答申だからそうなのでしょうが、技術的な観点だけから話をしていきますので、技術的に安全であればそのまま世の中に存在していいのかは別の話です。いかに世界最高水準の安全なトンネルや橋でも人が通らないものは無駄であり行政の仕事としては止めたほうがいいわけで、その辺については一切書かれていない。だから、この答申を基に全員加入としたことについては、拙速で、何でそんなに慌てているのかと思います。

(清水会長)

片桐委員いかがですか。

(片桐委員)

12ページの住基ネットの利便性については、「国民年金や厚生年金の受給者の生存証明について本年秋から運用されることになると、このままではそれに市民が参加できない状況になる」という状況に対処することが主な理由です。11ページ中段以降において、市民への情報公開とセキュリティ確保について運用面の充実について触れたうえで、「行政の効率化や市民の利便性確保向上のため様々な取組も検討をしていただきたい」と踏み込んで書かれていますが、住基ネットの将来性については具体的な書き込みをしていないわりには、審議会としては住基ネットの利便性の向上を図るようにと前向きな意見がされていると感じました。横浜市という大きな市で、人口が約350万人ですので、長野県内の市町村とは違い、こういう判断になったのかなと思いました。

(清水会長)

資料の2を見て伊藤穰一さんが入っているのが驚きでした。実際答申を作る時には彼は

参加できていなかったようですが、彼は長野県の侵入実験を行ったときに侵入実験が適正だったか第三者的なりポートを書いていただいて、非常に充実した中身のことを書いてあるだけに、また、彼の普段の仕事ぶりからもこの中身は一体何なのかと思った次第です。4人の委員の方から指摘がありました。横浜市に住基ネットの実態が押さえられていない。おそらく現場での調査は全く行われないうまま、総務省の資料や新聞記事を基にしてまとめたという印象を受けます。実態にあっているか疑問を感じます。3ページの冒頭に住基ネットの説明が総務省の資料に基づいて行われているため、基礎自治体の住基ネットはどの範囲の問題として考えなければいけないかの位置付けがなされていません。地方自治情報センターではどうなっていて、24時間監視が行われているとか、基礎自治体の問題ではなく、横浜市の説明にはなっていません。品川区のペネトレーションテストについても、一体誰がどのようにやったのか公表されておらず、横浜市の審議会のベースでも品川区のものはどうだったのか書かれていません。各地で起こった問題でもどこが問題で、横浜市ではどのように回避できるのかの説明もなく、その調査検討も行われていないようです。セキュリティの問題を考えると、コスト問題を考えなければならないと思います。横浜市が財政的に豊かだとしても、横浜市なりの費用対効果を考えなければならず、セキュリティはどこまでのことができるのか検討しなければなりません。検討が一切なされていない。現在各地で住基ネットの運用状況がどうなっているのか言及も一切ない。そこで出てきている問題に横浜市がクリアーしているとの説明もない。一体この審議会は真摯に問題を直視したのか疑問を感じます。それぞれの自治体の政策判断ですが、答申を見る限りこれを前提として、今まで不安や躊躇していた人も参加することにはかなり問題があります。結論が仮にこうなるとしても、最初に市長が問題提起したことがクリアーできるかどうかをさることながら、3年半の間に明らかになったことも踏まえた上で第三者機関として問題提起しなければならなかったのではないのでしょうか。第三者機関としては不十分だと思います。

次に、上伊那情報センターからの訪問調査について、早期実現したいことですので、進捗状況がどうなっているのか、事務局からご説明をお願いします。

(林市町村チームリーダー)

去る4月13日に事務局として要請に行きましたが、4月末に上伊那広域連合長でもある伊那市長選があったこと、さらには本日連合長選挙をやっている状況もあり、それが一段落してから対応を検討させていただき、事務局としてはその状況を考慮して、もう一回お願いに行ってきたと考えております。状況を随時報告し、訪問が実現できるように考えておりますので、お願いします。

(清水会長)

私どもの審議会は、上伊那方式は一步進んだやり方だと思っています。そうであるだけに、実際どうできているか分からないと良い面と解決すべき課題が見えてこないと次の提案がしにくい。上伊那情報センターのやり方を全く度外視して進めるのは現実的でないと思いますので、時期的にもなるべく早く進めてください。前委員で上伊那の所長さんの中澤さんが上伊那ではこうやっているとの話もずいぶんされていたので、当時そちらへ訪問する機会がありませんでしたが、議論を重ねてくると町村が独自にやるのは難しいことかはっきりしていますので、上伊那のやろうとしている方向性はいいものがあると思っています。場合によっては継続的にご相談をさせていただきたいような関係でもありますので、是非早く実現するようにお願いします。

話は戻りますが、今日結果報告書を出させていただきましたが、このような調査は他の都道府県の審議会ではやっていないですか。

(林市町村チームリーダー)

自治体のアンケートまではしていないと考えられます。

(清水会長)

前に田中知事が出された資料の中で、鳥取県も経済的に非常に落ち込んでいるところで、住基ネットの問題意識をもたれているようで、言葉にしなくても多くの知事や県でも住基ネットをどうするか問題になっているのか。他の県の審議会がこのような調査をやっているのか、もしやっていたら我々の審議会とそちらの審議会で意見交換をすとか、長野だけの問題ではないので、我々の資料提供をするなり、こちらから出向くとか、どのような方向に進むにしても県が相当サポートしてやらないと、この問題は各市町村にとって単なる重荷になり、進まないのではないかと思います。他の都道府県の審議会が我々のようなことをやっていないとすれば、議論は抽象的になってしまいます。実際に携わっているのは市町村なわけですから、真摯に審議会で議論するとすれば、我々が行ってきた自治体への訪問調査やアンケート調査が必要だと思います。よそがやっているのかということと、委員の皆さんへ提案ですが、我々の審議会から全国の審議会に対してこのような調査をお宅もやりませんかと提案をして、同時に意見交換の場を作りませんかと提案をしてもいいのではないかと、今回のアンケートの報告書を作りながら思ったんですが、いかがですか。関委員いかがですか。

(関委員)

横のつながりがどうなのか理解していませんが、今回の調査結果を送るのとあわせて、そちらでもこのような調査をやられたらどうですか。という趣旨の申し入れをするのはいいかと思います。

(清水会長)

私、県の情報公開審査会の委員もやっていますが、そちらでは年1回全国都道府県の情報公開審査会委員の2日間の交流会があります。実際抱えている事例や研究会を兼ねたものを行っています。去年と一昨年出ていますが、かなり充実した議論ができレベルが相当上がっているなど実感を持っています。この審議会もいっぺんに全国ということではなく、長野県以外の県と任意でもいくつかとできれば、東京で場合によっては実費でとなるかもしれませんが、形はともかく、どんなふうに行っているのか意見交換をしてもいいのかなど。その前提として、アンケートのようなものは是非やってくださいと提案して、このようなものをやらないと、我々の意見とかみ合わないと思います。どこもアンケートのようなものをやらなければ、意見交換の実現性もないわけですが、やっていただける方向に進めばそういう所との意見交換もありうるのかなと思います。そこまで進むかはともかく、視野に入れて知事になるのか審議会になるのか分かりませんが、長野県の審議会ではこのような調査を行いました。是非審議会として必要だと思いますので、そちらの審議会でも是非やってみてくださいというように、提案するというのはよろしいでしょうか。

(林市町村チームリーダー)

各県の条例で設置の審議会ですので、各県で考え方があると思いますが、各県の審議会の実態や開催状況を調べまして、アプローチの仕方等報告しながら、ご検討いただきたいと考えております。次回の時までには調べてご報告できるようにしたいと思います。

(清水会長)

今日まとめました報告書はホームページにも載るんですが、それを見てくださいというよりも、実際に審議会の事務局なりに郵送して、我々の内容を検討していただいて、うちの県でやって見ようかという動きがいくつか作ればいいんですが、長野県から出す場合、実際これに携わった審議会として出すのがいいのか、知事を出すのがいいのか、二重の名前で出すのがいいのか。そのあたりどうですか。

(林市町村チームリーダー)

審議会の意思として出すということでもいいのではないかと思います。準備は事務局でいたします。

(清水会長)

依頼文の原案も事務局へお願いしてもよろしいですか。それとも私のほうで作ったほうがいいですか。

(林市町村チームリーダー)

成案をご確認いただき、外へどのようにアプローチしていくか、事務局で案を作りまして、ご覧いただきたいと思います。

(清水会長)

はい。その後に意見交換できるかということもありますが、審議会の開催状況は確認していただけますか。

(林市町村チームリーダー)

はい。

(清水会長)

お願いします。

もう一つ、住民基本台帳法の改正の関係で、資料を出していただいたのですが、事務局のほうに確認しますが、今回の改正は、主に、従来閲覧が自由だったものが、原則例外が逆転するような改正案ですね。写しの交付請求については変わっているのですか。

(林市町村チームリーダー)

今回の住民基本台帳法の一部改正については、閲覧することができる場合の限定と、その手続について改正するということで、そのほかは変わっておりません。

(清水会長)

戸籍法の改正の関係でしたか、弁護士からの交付請求のときに、従来も利用目的を書く欄はあったのですが、依頼者が誰かということを書く欄はなかったのを、今回依頼者名も書くようにという話があるのですが、法務省の戸籍法部会で議論している問題ですね。それについてはいかがですか。

(林市町村チームリーダー)

戸籍法の関係はちょっと手元に資料がございません。

(清水会長)

戸籍の書類を取り寄せる場合も、従来利用目的は書いていますが、依頼者名は書いていません。今回、誰の依頼によるかということも記載するという方向での改正がなされようとしているということで、弁護士会としても意見を申し上げますし、8日ほど前の日曜日の毎日新聞の1面で、記載するという方向で話が進んでいると報道されているのですが、私がこの改正で懸念しているのは、市町村役場にとって、弁護士が戸籍を依頼してく

るときに依頼者名がわかるというのは、萎縮効果を依頼する側に持たせるのではないかと
いうことです。名前を見ることによって、当然そこに住んでいる人が関係するわけですから、
職員がつい人間的な関心を持ってしまって、「どうもあの人は訴訟にからんでいるらしい」とか
いうことになるのではないかと。今までは弁護士が誰の訴訟で使うか分からないことによっ
て、取り寄せについて依頼者は何の心配もしないで任せていたものが、名前が出るとなると
そのあたりは不安があるなあと思っていたのですが、こういった問題は片桐委員になるのかも
しれませんが、そのあたりの必要性ですよね。依頼者が誰かを書かせることによって、
弁護士が本当に訴訟のためにやっているかどうかをチェックするところに目的があるはずなの
ですが、実際にその名前をたどって「あなたは弁護士に頼んでいますか」と市町村でチェッ
クするかというと、しないでしょね。しないでしょね。しないでしょね。名前を書かせるこ
とによって弁護士が不正請求しないように牽制をしようという意味合いがあるかと思うの
ですが、そのことよりも、私は、当然のごとく弁護士が請求するときに依頼者の名前が出
てくるということの方が、実務にとって問題ではないかという気がするのですけれども、ど
うですか。

(片桐委員)

依頼者が誰であるかも含めて、交付していいかどうか、市町村窓口で判断を求められる
ということになった場合、依頼者名が記載されていることによって、市町村の担当職員が
職務上の請求であるかどうかについて判断するということは、実質的には困難だろうと思
います。ですから、依頼主の名前が書かれていることによって、戸籍謄本等の交付事務に
おける個人情報の保護につながるとは感じません。

(清水会長)

それと、責任の問題として、名前を書かれてしまうと、例えば松川町は、弁護士の誰々
に交付したけれども、ところがその人は依頼していませんでしたということになったとき
に、町はどうチェックをしたのかという責任問題が生じるのではないかと思います。それ
であれば、そういう請求は職務請求なのだから、弁護士が全部責任を負えというふうにし
てしまった方が、専門家として守るべきことは守る立場ですから、市町村に責任を負わせ
る形にしない方が、市町村にとってもいいのではないかという気がするのですが、どうで
すか。

(片桐委員)

弁護士からの職務上の請求について、市町村でそこまで責任を負う必要があるのかどう
かということ、それは無理があります。自治体で実質的なチェックをするということは困難
です。逆にいうと、チェックできないと市町村の責任というような仕組みになってしまう
と、市町村の実態を見ても無理がありますので、制度としては弁護士からの依頼について、

こと細かに全部資料を提出してくれという対応になると、市町村の負担が重くなると思われ
れます。

(清水会長)

法務省の説明では、調査までさせる考えはないと言っているの、厳密な意味では法的
責任を問われることはないと思います。ただ、住民の側からすると、自分のものを弁護士
が誰その訴訟の関係で取っていったということ、例えば、個人情報保護条例に基づい
て知ったけれども、「そんな人存在しないよ」となったときに、弁護士に対してクレームを
つける人もいられるでしょうけれども、同時に自治体に対して、名前まで書かせておきながら、
チェックしないのは自治体の怠慢ではないかというふうに、矛先が自治体に向いてくる
ということも大いにありうるのではないかと思います。

(片桐委員)

そのことを記載するようになった目的というか、そういうニーズがあったんでしょうか。

(清水会長)

行政書士の方で大量な不正請求が1件か2件あったというのが話題になりました。行政
書士が問題なら司法書士も弁護士も、と並んで検討されているのです。行政書士、司法書
士は典型的な仕事が多いのに対して、弁護士は、離婚事件やら、少年事件やら、一般的に
人に知られたくないような事件に係わるケースが多いわけですね。そうすると大きな自治
体でもそうかもしれませんが、町とか村で、その中の自治体に住んでいる人同士の間の訴
訟の関係で取り寄せるとなった場合に両当事者が必ず出てくるわけですね。取り寄せる対
象とクライアントと両方の名前が出てくると、職員の間で、時によっては、「誰と誰の間で
どうも問題がありそうだ」、「弁護士を頼んでいるね」という話題になることが起こりえな
いかと。そのあたりはどうですか。

(片桐委員)

そういった情報以外にも、個人情報で同じような情報を市町村では扱います。例えば、
税や所得、生活保護や福祉に関する情報とか、いろんなものを取り扱いますので、今まで
は入ってこなかったそういった情報が入ってきて、すぐさまその情報の漏えいの危険性が
高まるとまでは言いませんが、自治体職員が知る情報が増えるということになります。た
だ、その記載事項を増やして実質的に不正を防止する効果があるかどうかということにな
ると疑問です。自治体が受けて管理する情報が増えるのに対して、不正請求を排除する実
効性が高ければ良いのですが、あまり高くなければどうかなと思います。

(清水会長)

ドイツの個人情報保護法が何年か前に改正されたのですが、その中で行政は個人情報をなるべく集めないという原則が盛り込まれています。日本もそうになっていくべきなのかなと思います。今おっしゃったように実効性が期待されるのであれば、ひとつ増えるのも良いかもしれませんが、実効性もかなり疑問ですね。自治体が批判される可能性が高まるので、実際の現場に負担をかけるだけの意味があるかと考えたときに、かなり低いのかなという気がします。

(片桐委員)

郵送等で送られる職務上の請求について、実際に行政書士がいるのかどうか、弁護士がいるのかどうか、一件一件すべてをチェックすることは実務上はありませんので、近隣の行政書士、司法書士、弁護士から直接窓口で請求がくれば、顔も知っていますので問題はないと思いますが、郵送等で送られる請求について、依頼者の名前が細かく記載されたからといって、不正請求を排除するという実効性があるとは感じません。

(清水会長)

ありがとうございます。すみません、個人的な趣味に入った感もありますが。

住民基本台帳法と戸籍法の改正が行われていて、公的個人認証の利用とも連動するのですが、さまざまな電子申請が行われていく中で、弁護士の認証だけでなく、クライアントの認証もしろというようなオーダーが出るものですから、今まで出さなくてよかった個人認証をしていく仕組みがどんどんできていくということに対して、懸念を感じています。この戸籍法という地味なテーマではあるんですが、住基ネットの問題にも係わる問題ですので提供させていただきました。

住民基本台帳法の改正案は国会では今どういう状況ですか。

(林市町村チームリーダー)

(参議院で可決され)衆議院で審議中です。

(清水会長)

前回は指摘したと思いますが、第11条の2第2項第4号の「閲覧事項の管理の方法」については、閲覧するだけの人にも設けるとするのは、かなり無理のある話ではないかという気がしていて、実務的なことではありますが、法律事項にされてしまうと一般の人の閲覧はほとんどできないのかなと思います。条例事項であれば、うちは設けませんということもできますが、法律事項になると、松川町はいいよという訳にはいなくなってしまうので、地味な部分ではありますが、何か再検討したほうがいいところかなと思います。

(関委員)

市町村の窓口の側での弁護士のクライアントであることの確認を、弁護士会等を通じてやるような考えはないんですか。具体的なやり方としては、例えば、弁護士の側がクライアントの名前を弁護士会に登録して番号を採って、請求書には番号を記載して、市町村の窓口側からはその番号を使ってちゃんとしたクライアントかどうか弁護士会から確認を取るといような。

(清水会長)

正確にやるという意味でそれはありうるでしょうね。

(御手洗委員)

弁護士会が認証するという感じですか。

(関委員)

エスクローのようなものです。

(清水会長)

ところが、われわれのクライアントは、戸籍のない人とか、外国人とか、正確なことを言ってくれない人とか、いろいろな人がいるんですよ。そういう人でも何らかの形をとってどこかに住んでいるということにして、裁判を受けなければいけない。そういうことがあるものですから、なかなかクライアントが誰かというのは技術的にできないという部分も結構あります。それをやるのがルールですと固まってしまうと、そのルールに乗らない人はダメということになってしまいますので、たしかに関委員の指摘される、プライバシーを守りながら確実に、というのはひとつの方法ではありますが、それ以前のところで今まで自治体にクライアントのことは説明しなくてよくて、「その書類はどこに出すんですか」と言ったときに、「裁判所に出します」と言えばよかったのを、「誰に頼まれて出すの」ということまで言わなければいけないのかという、必要性の問題があるんですよ。自治体の側からすれば、「誰に頼まれて出すか」は必要なくて、「何に使うんですか」、「裁判所に出します」、「どこそこの市役所に出します」、それだけでいいのです。必要性がないといえないんです。

(片桐委員)

自治体側とすれば、聞いたところでどう判断すればいいのかということになるんですね。「具体的にどのような裁判に使う」と細かく聞いたところで、判断する材料になりづらいですね。

(清水会長)

「裁判所に出す」といったのが、市役所に出されても、それは返せという話にはなりませんしね。

では長くなりましたが、今日の審議会は以上とします。ありがとうございました。

(司会)

次の日程ですが、あらかじめ委員の皆様のご都合を伺わせていただき、ご連絡をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。